

11 基地関係機関の組織等

(1) 安全保障問題等に関する日米両政府間の主な協議機関

日本の安全保障の問題等に関する日米間の主な協議機関としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年1月19日）（以下「安保条約」という。）に基づき、安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下、本節において「SCC」）（安保条約第4条に基づく）、SCCの監督の下に設置された安全保障事務レベル協議（以下、本節において「SSC」という。）（安保条約第4条に基づく）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日）（以下、本節において「日米地位協定」という。）第25条に基づく日米合同委員会等がある。

また、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄に関する特別行動委員会（以下、本節において「SACO」という。）」が平成7年11月に設置され、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班として、普天間実施委員会（以下、本節において「FIG」という。）が平成9年1月に設置された。

なお、SACOは、平成8年12月2日にSCCに対し、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、米軍の運用の方法を調整する方策についての最終報告を行い、その役割を終了した。

SACOの後継機関としては、その役割をSSCが引き継ぐこととされており、SACO最終報告による各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における日米両国間の協議については、「日米合同委員会」で行われることとなっている。

また、平成13年9月11日にアメリカ・ニューヨーク市などで発生した同時多発テロ事件（9.11同時多発テロ）以降、米国が、テロなどの新たな安全保障環境に対応するため、世界的規模で米軍再編を進める中、SCCにおいては、在日米軍再編の協議が進められた。

平成17年2月のSCCにおいて、在日米軍の再編については、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとの基本的な理念の合意がなされ、平成18年5月に、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場からの一部訓練の移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意された。

(平成20.1.1現在)

協議の場	根 拠	目 的	構 成 員 又 は 参 加	
			日 本 側	米 国 側
安全保障協議委員会 (SCC)	安保条約第4条を根拠とし、昭35.1.19付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置（平2.12.26書簡交換によって米側の構成員を国務長官及び国防長官とした）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 〔平2.12.26以前は駐日米大使、太平洋軍司令官〕
安全保障高級事務レベル協議(SSC)	安保条約第4条	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	参加者は一定していない (両国次官クラス等事務レベル要人より適宜行なわれている)	
安保運用協議会(SCG)	安保条約第4条を根拠とし、昭48.1.19外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整	外務審議官 外務省北米局長 防衛省地方協力局長 防衛省防衛政策局長 統幕議長 等	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長等
合同委員会	地位協定第25条	地位協定の実施に関して協議	外務省北米局長 防衛省地方協力局長等	在日米大使館参事官 在日米軍参謀長等
防衛協力小委員会(SDC)	昭51.7.8第16回安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。平成8年6月の日米次官級協議において改組。平成9年9月23日の安全保障協議委員会で、日本側の構成員に防衛庁の運用局長を加えた。	緊急時における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するため取るべき措置に関する指針を含め、日米間の協力のあり方に関する研究協議	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 防衛省運用企画局長 (9.9.23以降) 統幕幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統参本部等の代表
日米防衛審議官級協議	平成13年6月・12月の日米防衛首脳会談において、制服レベルも含めた審議官級の意見交換・戦略対話の場を設置することに基づき実施。	自衛隊及び米軍の役割並びに任務に関する議論を行うとともに、防衛庁・国防省間の防衛力の近代化及び軍事上の戦略問題等の共通関心事項に関する協議を実施。	大臣官房審議官 防衛政策局次長 統幕、各幕の代表等	国防次官補代理 統参参謀本部 等
日米装備・技術定期協議(S&TF)	防衛事務次官と米国防次官(研究・技術担当)との合意に基づき設置	日米間の装備・技術分野における諸問題について意見交換	防衛省経理装備局長等	米国防省国際協力技術担当次官代理等

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する主な協議機関

沖縄の米軍基地問題に関する国と県との間の主な協議機関としては、SACOの設置に伴い「沖縄米軍基地問題協議会」が平成7年11月に、FIGの設置に伴い「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会（タスクフォース）」が平成8年5月に設置された。また、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議するため「代替施設協議会」が平成12年8月に設置され、9回にわたる協議を経て、平成14年7月、普天間飛行場代替施設の基本計画（案）を了承し、その役割を終えた。

県内の跡地利用の促進を図るための調整機関として「跡地対策協議会」が平成14年9月に設置された。

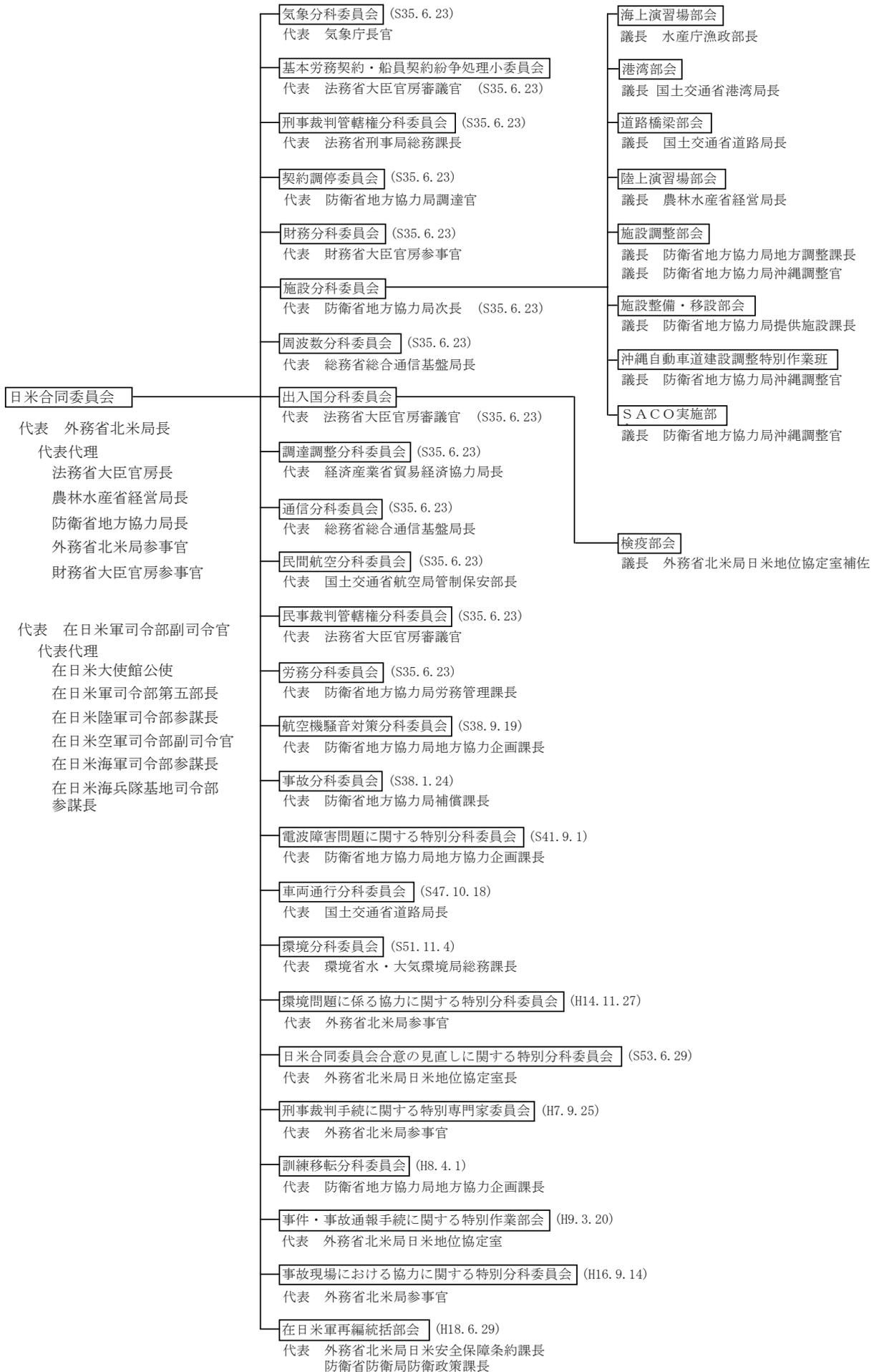
普天間飛行場代替施設については、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進するため「代替施設建設協議会」が平成15年1月に設置されたが、その後、日米両政府において在日米軍再編の協議が進められ、普天間飛行場代替施設については、平成17年10月の「SCC」において、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に設置する新たな移設案が合意され、平成18年5月1日の「SCC」においては、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案が最終合意された。同年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定し、同年8月29日、政府は、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、同日、第1回の協議会が開催された。

名 称	構成メンバー	設置年月日	設置目的及び検討事項等	備 考
沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)	(日本側) 外務省北米局長、防衛庁防衛局長、防衛施設庁長官、統合幕僚会議議長 (米国側) 国務次官補、国防次官補、太平洋軍事司令部第5部長、在日米軍司令官、在日米国大使館次席公使、統合参謀本部メンバー	平成7年11月20日 (平成8年12月2日、最終報告を行いその役割を終了した。)	1 在日米軍施設・区域が沖縄に集中していることに留意し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、整理、統合、縮小を実効的に進めるための方策について真剣かつ 精力的に検討を行う。 2 施設・区域に関連して生じる訓練、騒音、安全等に係る問題についても、その具体的改善について検討を行う。	日米間の米軍基地に関する協議機関 (おおむね1年間を目途に設置)
作業グループ (SACOWG)	(日本側) 審議官クラス (米国側) 次官補代理クラス			
沖縄米軍基地問題協議会	(政府側) 内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官 (県 側) 沖縄県知事	平成7年11月17日 (閣議決定)	沖縄県に所在する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」第6条に基づく施設・区域にかかる諸問題に関し協議することを目的とする。	政府・沖縄県間の協議機関
幹事会	(政府側) 内閣官房副長官(事務)、内閣官房内閣外政審議室長、外務省北米局長、防衛庁防衛局長、防衛施設庁長官 (県側) 沖縄県副知事、沖縄県政策調整監			
普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会	(政府側) 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 (県 側) 沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武町長、国頭村長	平成18年8月29日設置 平成19年1月9日改正 平成19年11月7日改正 (設置要綱)	(目的) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会を設置 (協議内容) ・代替施設の建設計画 ・安全・環境対策(使用協定を含む) ・普天間飛行場の危険性の除去 ・地域振興 ・その他必要な事項	

(3) 日米合同委員会組織図

(平成19年10月現在)

() 内設置年月日



(4) 日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極

(久保一カーチス取極)

日本国防衛庁及びアメリカ合衆国防省の代表は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局官の必要な調整に関する事項を討議してきたので、

この取極に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の1971年6月29日の会合において承認されたので、よって、これらの代表は次のとおり合意する。

1 日本国における局地防衛責務の引受け

日本国は、次項に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる搜索・救難を引き受ける。

2 日本国による引受けの時期

日本国による前項の防衛任務の引受けは、沖縄復帰日後、1973年7月1日以前の実施可能な最も早い日までに完了する。

a 当初展開

日本国は、復帰日後約6箇月以内に、約3千2百人から成る次の部隊を展開する。

(1) 陸上自衛隊 司令部、普通科中隊2、施設中隊1、航空隊1、支援隊1、その他の部隊

(2) 海上自衛隊 基地隊1、対潜哨戒機隊1、その他の部隊

(3) 航空自衛隊 司令部、要撃戦闘機隊1、航空警戒管制隊1、航空基地隊1、その他の部隊

b 追加展開

日本国は、更に、1973年7月1日までに、地对空ミサイル防空を実施し、及び航空警戒管制組織を運用するために、ナイキ群

1 (3箇中隊)、ホーク群1 (4箇中隊) 及び適当な支援要員を展開する。

3 施設

a 防衛庁は、次の施設に部隊を配置する意図を有する。

(1) 那覇空港 航空自衛隊の要撃戦闘機隊その他の部隊及び陸上自衛隊の航空隊。海上自衛隊の対潜哨戒機隊も那覇空港を使用する。

(2) 那覇ホイール＝陸上自衛隊の部隊及び必要に応じその他の自衛隊の部隊。

(3) ホワイト・ビーチ地区及び那覇港＝海上自衛隊の部隊。棧橋、集荷場その他の施設の海上自衛隊による使用のため、地位協定第2条4項(a)に基づく必要な取極を行う。

(4) ナイキ・ホーク及び航空警戒管制隊が使用中の施設及び区域。展開される自衛隊の地对空ミサイル部隊及び航空警戒管制隊。

b 合衆国は、自衛隊の受信及び送信施設の設置に協力するものとし、かつ、可能な場合、合衆国軍隊の施設及び区域内にこれらの通信施設を受け入れることを考慮する。

4 防空

a 航空自衛隊は、

(1) 復帰日又はその直後に部隊を那覇空港に展開し、

(2) 復帰日から6箇月以内にF-104J航空機による航空警戒待機の運用を引き受け、及び、

(3) 1973年7月1日までに航空警戒管制組織の運用を引き受ける。

b 航空自衛隊のナイキ群及び陸上自衛隊のホーク群は、1973年7月1日までに地对空ミサイル防空任務を引き受けるよう沖縄に展開する。

c 沖縄の防空の運用責任は、自衛隊が1973年7月1日までの間にその責任を引き受けるときまでは、合衆国空軍が保持する。ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通して実施される。

5 地对空ミサイル及び航空警戒管制組織

沖縄の防空の早期引き受けを容易にするため、双方で合意する基本的な航空警戒管制組織及びナイキ・ホークの地对空ミサイル組織については、別個に定める条件に従い、防衛庁はこれを購入する意図を有し、合衆国政府は国防省を通じてその売却を申し出る。

6 陸上防衛、海上哨戒及び搜索・救難

自衛隊は、沖縄において、復帰日から、6箇月以内にその部隊の運用が可能になるに従い、陸上防衛、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる搜索・救難を引き受ける。自衛隊及び合衆国軍隊の代表は、協力して、これらの機能を遂行する部隊の沖縄への展開のための詳細な計画を準備する。

7 詳細な実施計画

上記の自衛隊による防衛任務の引き受け及びその展開計画を実施するため、防衛庁と国防省の代表は、詳細な実施計画及び調整のための手続きをとりまとめる。

日本国防衛庁防衛局長

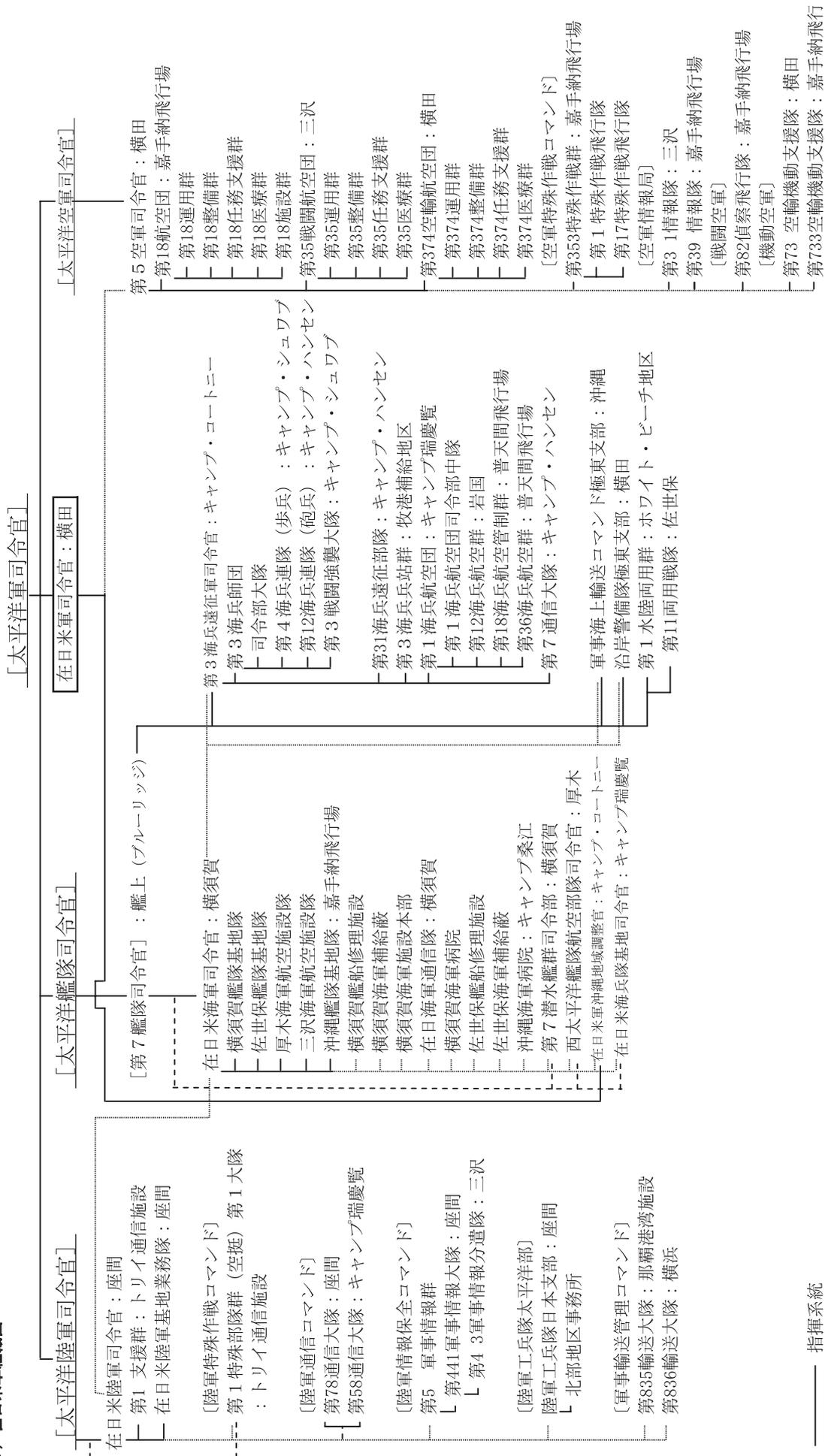
在日アメリカ合衆国大使館首席軍事代表

海軍中將

久保卓也

ウォルター・L・カーチス・ジュニア

(5) 在日米軍組織図



指揮系統 (中間に別の司令部が介在)

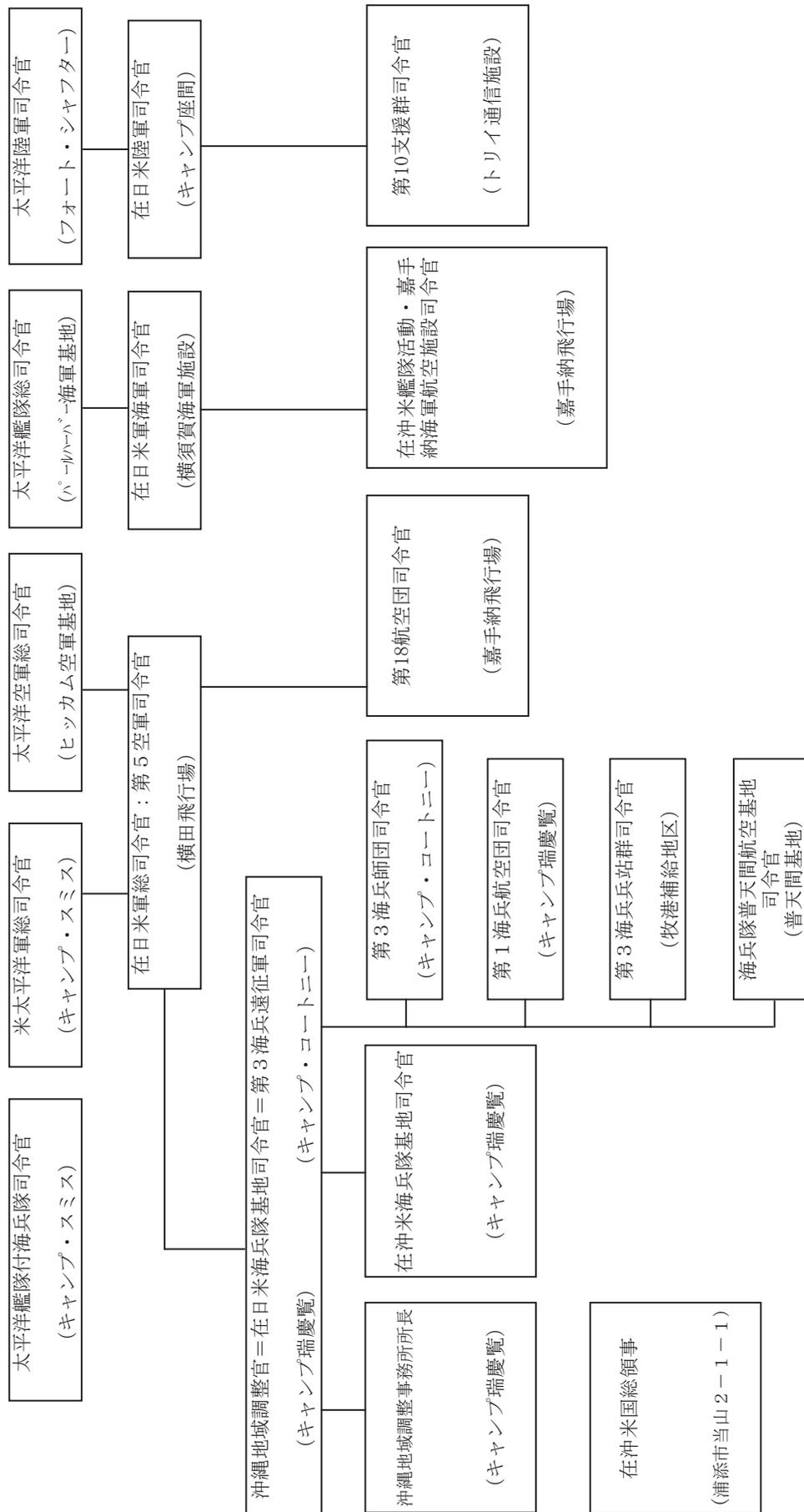
調整系統

[] : 日本以外に所在する部隊機関

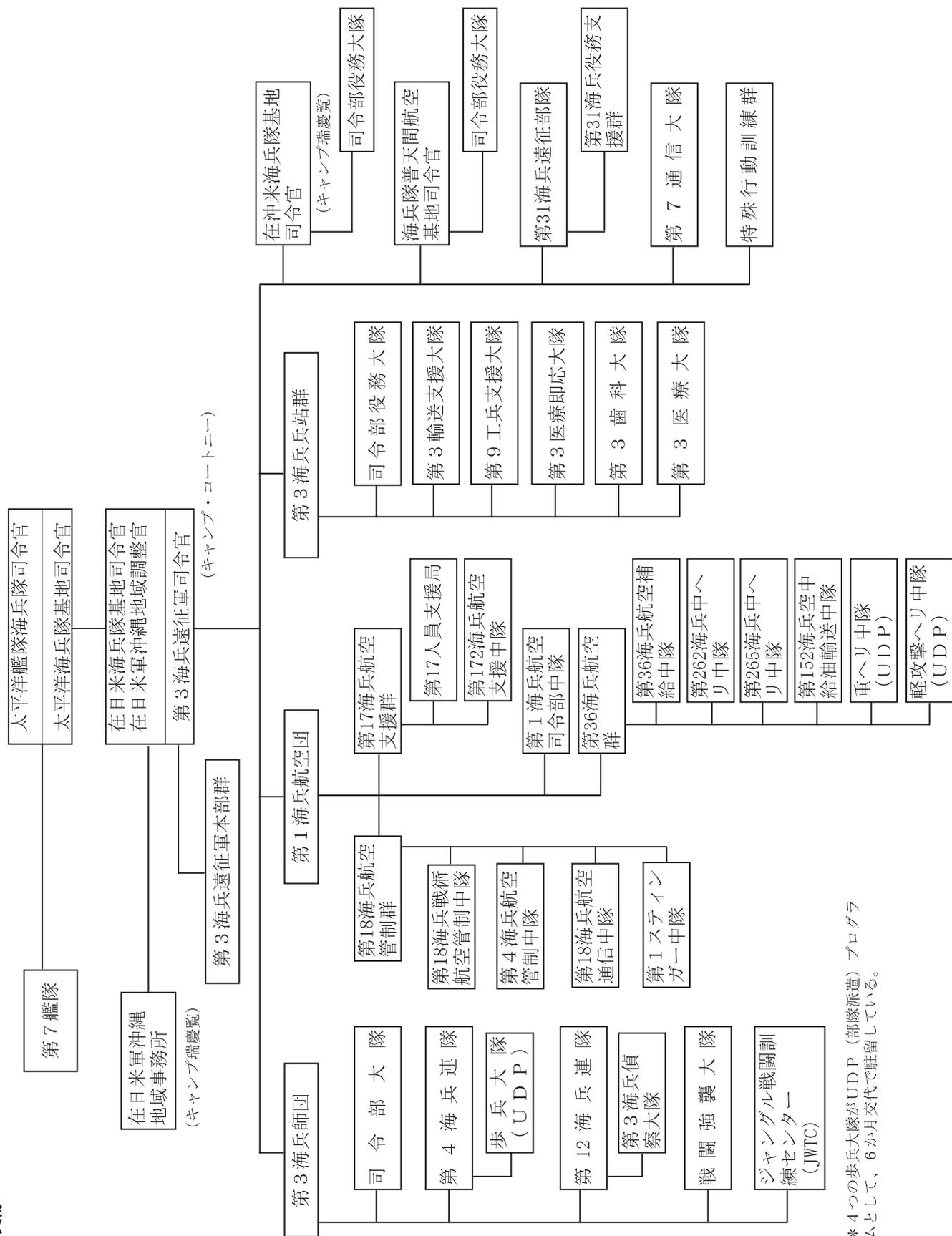
所在地の表示がないものは、直近の上級部隊機関と同一地に所在

(6) 在沖米軍主要組織図

2008年1月現在

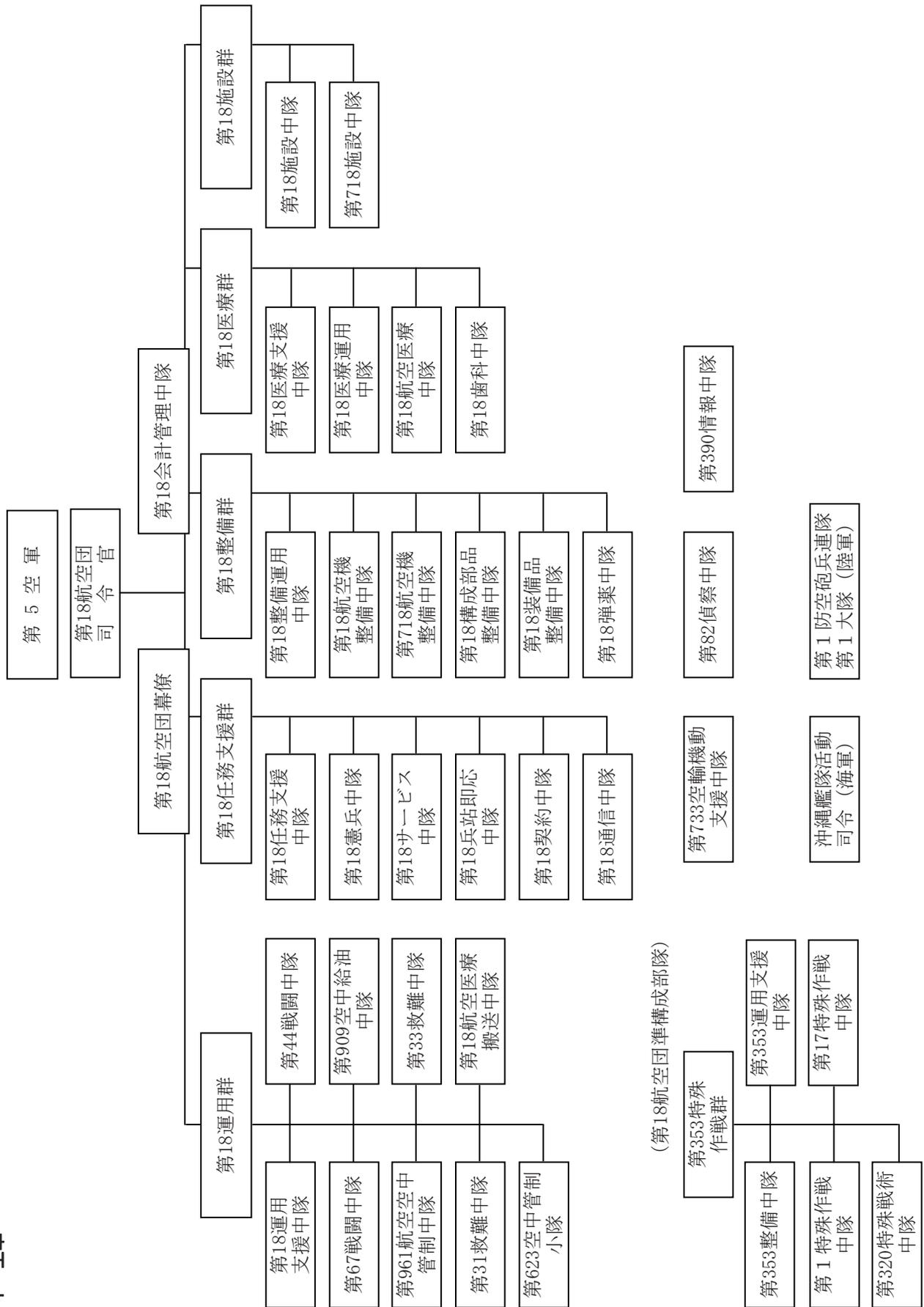


ア 海兵隊

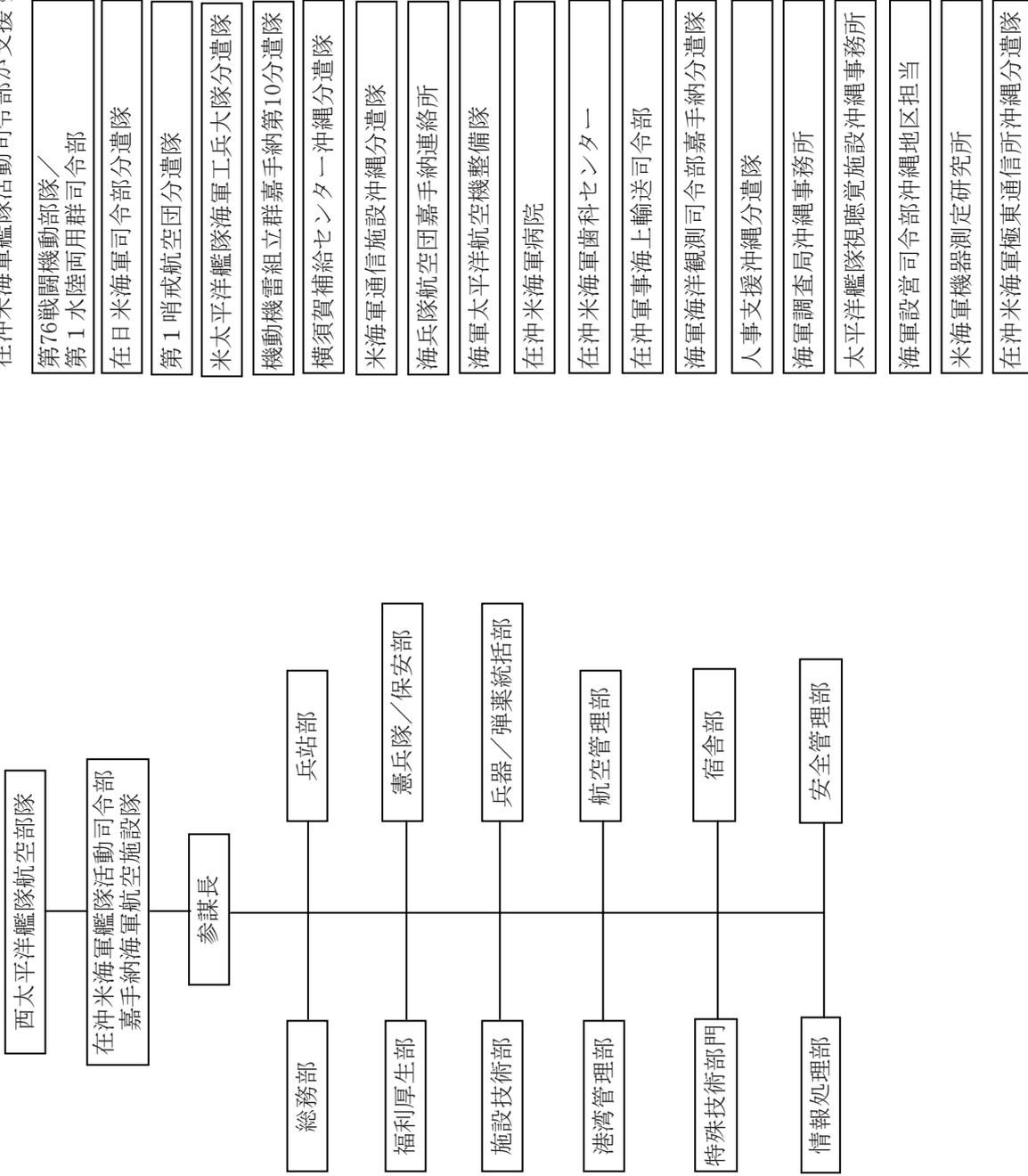


* 4つの歩兵大隊がUDP (部隊派遣) プログラムとして、6か月交代で駐留している。

イ 空軍



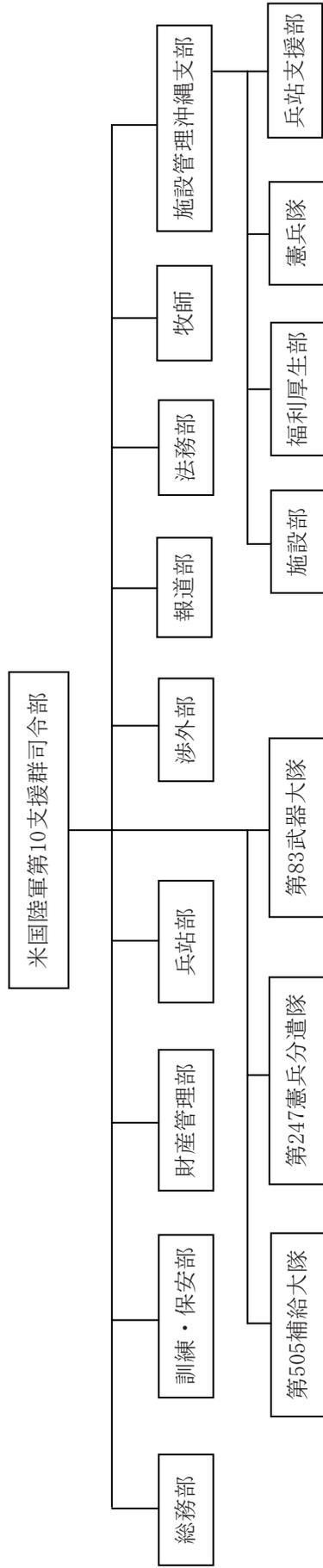
在沖米海軍艦隊活動司令部が支援する海軍関連部隊



- 第76戦闘機動部隊／第1水陸両用群司令部
- 在日米海軍司令部分遣隊
- 第1哨戒航空団分遣隊
- 米太平洋艦隊海軍工兵大隊分遣隊
- 機動機雷組立群嘉手納第10分遣隊
- 横須賀補給センター沖繩分遣隊
- 米海軍通信施設沖繩分遣隊
- 海兵隊航空団嘉手納連絡所
- 海軍太平洋洋航空機整備隊
- 在沖米海軍病院
- 在沖米海軍齒科センター
- 在沖軍事海上輸送司令部
- 海軍海洋観測司令部嘉手納分遣隊
- 人事支援沖繩分遣隊
- 海軍調査局沖繩事務所
- 太平洋艦隊視聴覚施設沖繩事務所
- 海軍設営司令部沖繩地区担当
- 米海軍機器測定研究所
- 在沖米海軍極東通信所沖繩分遣隊

工 陸軍

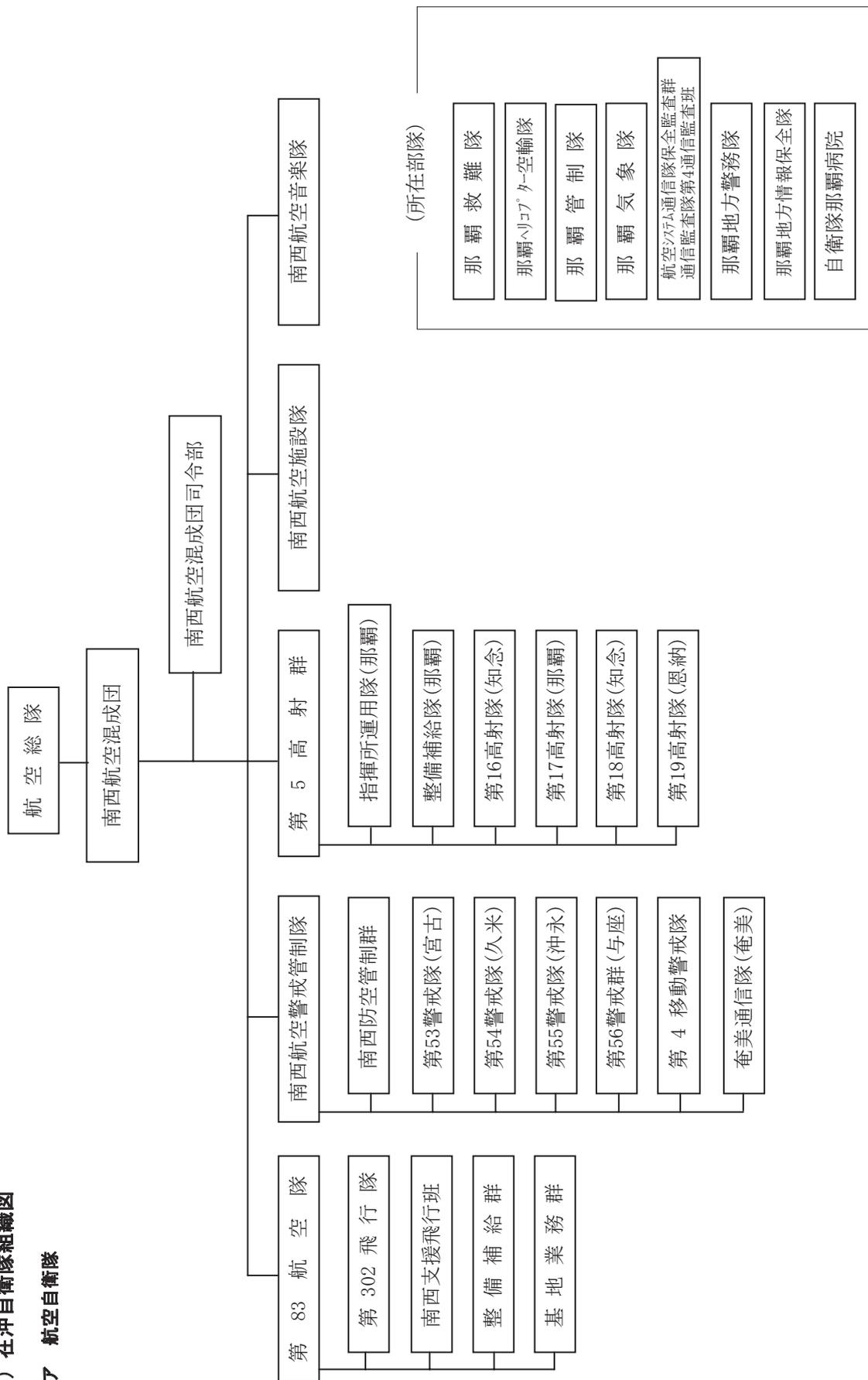
在日米陸軍（司令部：キャンプ座間）



（米国陸軍第10支援群が支援する他の陸軍部隊）

- 軍人人事部
- 米陸軍宇宙部隊沖繩分遣隊
- 第八三五運輸大隊
- 第一特殊部隊群第一大隊
- 米陸軍沖繩齒科診療所
- 第五〇〇軍事情報分遣隊沖繩支所
- 第五八通信大隊
- 米陸軍犯罪捜査隊沖繩支所
- 在日米陸軍医務局獣医沖繩支所
- 在日米陸軍財政部沖繩支援チーム
- 在日米陸軍工兵隊沖繩事務所

(7) 在冲自衛隊組織圖
 了 航空自衛隊



イ 海上自衛隊

